令和８年度
志免町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

（令和７年度分）

令　和　８　年

志免町教育委員会

目次

第1章　点検及び評価の概要 3
第１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について 3
第２　点検及び評価の実施方針について 3
第2章　点検及び評価の結果 3
第１　志免町教育委員会の活動状況について 3
第２　志免町教育委員会の重点目標及び令和７年度主要施策の推進状況について 4
学校教育主要施策 5
＜施策１＞「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の推進 5
＜施策２＞小中学生の体力向上 8
＜施策３＞健康教育の充実 10
＜施策４＞道徳教育の充実 12
＜施策５＞いじめ・不登校等への対応 14
＜施策６＞環境や福祉等に関する教育の充実 16
＜施策７＞子どもの読書活動の充実 17
＜施策８＞学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備 18
＜施策１０＞一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実 20
＜施策１１＞キャリア教育・職場体験の推進 22
＜施策１２＞英語力の向上 24
＜施策１３＞学校 ICT 環境の整備・情報活用能力の育成 26
＜施策１４＞管理体制の整備 28
＜施策１５＞学校施設設備の整備・充実 30
＜施策１６＞職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進 31
社会教育主要施策 33
＜施策９＞社会教育活動の推進体制の整備 33
＜施策１７＞社会教育活動・住民活動の推進 35
＜施策１８＞ライフステージに応じたスポーツの支援 36
＜施策１９＞　生涯学習・文化活動の活性化 37
＜施策２０＞　文化財の保存・活用 38
＜施策２１＞　人権教育・啓発の推進 39
第3章　学識経験者意見 41

第1章　点検及び評価の概要

第１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成２６年６月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２６条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されています。

この規定により、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとすることとされています。

第２　点検及び評価の実施方針について

１　点検及び評価の目的

（１）志免町教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

（２）点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進します。

２　点検及び評価の対象

「第２期志免町教育振興基本計画」に掲げられた施策の指標について点検評価を行います。

３　点検及び評価の実施方法

（１）点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年１回実施します。

（２）施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行います。なお、意見書については、学校教育に造詣の深い学識経験者にお願いします。

（３）教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を志免町議会に提出します。また、報告書は志免町のホームページ等を活用して公表するものとします。

第2章　点検及び評価の結果

第１　志免町教育委員会の活動状況について

１　教育委員会の概要

平成２８年４月１日から新「教育長」に移行しており、志免町教育委員会は、志免町長が志免町議会の同意を得て任命した教育長と４名の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行しています。

教育長の任期は３年、委員の任期は４年です。また、教育委員のうちから教育長職務代理者が置かれます。

【委員名簿】　　令和８年３月３１日現在

職　　名	氏　　名	備　　考
教　　育　　長	金 子　　眞 恵	
教育長職務代理者	執 行　　喜 砂 雄	元小学校長
委　　員	牟 田 口　　朱 美	元 PTA 役員
委　　員	藤 原　　愁 子	元 PTA 役員
委　　員	岡 本　　雅 史	保 護 者

２　教育委員会の主な活動実績

（１）教育委員会会議の実績

教育委員会の会議は原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催しています。

令和７年度は、定例会１０回・臨時会３回開催し、議案２８件、報告事項１１０件、協議事項１３件について審議等を行いました。

（２）学校訪問等

町内各学校の学校訪問を延べ６回行い、校内の視察や学校関係者との懇談等を行いました。また、運動会や体育会などの視察、入学式や卒業式などの式典でのあいさつを行っています。

３　活動の評価

（１）教育委員会会議について

教育委員会会議の開催については、定例会の他に臨時会を積極的に開催し、適時、活発な議論を行いました。会議の議題については、事務局から事前に提案された原案について町民の視点に立った協議を行うことに留意しました。

総合教育会議では、教育大綱及び業務量管理・健康確保措置実施計画について協議し、町長と意思疎通と連携を図りました。

今後、教育委員会としてより一層責任ある意思決定が行えるよう、教育施策などの特に重要な案件については、施策の改善点や町民の要望等を明確に示し、よりよい改善が図られるようにします。

（２）学校訪問等

学校訪問のほか、学校や地域行事等への積極的な出席に努め、各学校や地域の実態を把握し、関係者との懇談や情報交換を行い、志免町の実情に応じた施策が展開できるよう情報収集に努めました。

今後も、町民の意向を反映した教育行政を展開するために、学校現場や地域社会の実態を把握し、関係者との意見交換にこれまで以上に努めることとし、学校訪問時には、各学校へ適切に指導助言ができるようにしていきます。

第２　志免町教育委員会の重点目標及び令和７年度主要施策の推進状況について

志免町教育委員会は、志免町の教育行政の基本となる「志免町の教育の基本目標」を掲げています。この基本目標を受け、志免町の教育の目標を「夢や志をもち、ふるさと志免を拓く人づくり」と掲げ、目標達成のための９つの基本施策の柱のもと、毎年度「学校教育主要施策」と「社会教育主要施策」をまとめ、志免町立小中学校に周知しています。

志免町の教育の基本目標

１ “ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち（人づくりと地域づくり）
２ 子どもの笑顔があふれるまち【子ども】

志免町の教育の目標

夢や志をもち、ふるさと志免を拓く人づくり

学校教育主要施策

１．確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

（１）確かな学力向上

＜施策１＞「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の推進

施策の方向性

◆　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、基礎学力の向上に取り組み、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。

◆　志免町学力向上プランの３つの柱（「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」）に基づき、各学校の指導体制や指導方法の改善を進め、確かな学力を育成する基盤づくりに取り組みます。

主な取組

○　**志免町学力向上プランの策定と取組の推進**

・　全国学力・学習状況調査、福岡県学力調査から明らかになった課題をもとに「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の視点で毎年度、志免町学力向上プランを策定します。

○　**研究指定事業の委嘱（「授業づくり」）**

・　志免東中学校に福岡県学力向上推進拠点校指定事業（Ｒ２～Ｒ４）、志免中学校に福岡県英語教育重点市町村指定事業（Ｒ２～Ｒ４）を委嘱し、授業・組織運営・人材育成の一体的改善を図るとともに、町全体で研究成果を共有し、各校の校内研究や授業研修の活性化と深化を図ります。

○　**町教育委員会主催の学校訪問の実施（「授業づくり」）**

・　年１回（１１月）、町教育振興基本計画に基づき、各学校の教育活動について指導・助言を行い、特色ある教育課程の編成と推進を図ります。

○　**町学力向上検証委員会の実施（「授業づくり」）**

・　年２回（９月・２月）に町学力向上検証委員会を実施し、学力向上の取組の実践発表・交流を通して、各校の学力向上プランや学力向上検証改善ロードマップの活用の充実を図ります。

○　**各校の主題研究に基づく研修支援（「授業づくり」）**

・　指導主事の日常的な学校訪問や各校の主題研究の支援を通して教師の授業力の向上を図るとともに、各校の校内研修体制の充実を図ります。

○　**町で統一した学力調査の実施（「授業づくり」）**

・　小中学校において学力向上の取組の検証のために学力調査を実施し、調査結果をもとに日々の授業における課題を分析し授業改善を図るとともに、個に応じた指導や補充学習等による支援の充実を図ります。

○　**少人数学習対応支援員（学級補助員）の配置（「授業づくり」）**

・　小学校に少人数学習対応支援員（学級補助員）を配置し、算数を中心として習熟の程度に応じた少人数学習の充実を図ります。

○　**小中連携の推進（「集団づくり」）**

・　小学６年生の中学校体験授業や、小学６年生と中学１年生の絆づくりの交流を通して、小中の接続を円滑にしながら、義務教育９年間をひとまとまりと考えた教育活動を展開します。

○　**楽しい学校生活を送るためのアンケートＱ－Ｕの活用（「集団づくり」）**

・　学級集団の状況を複数の教職員で客観的に分析し、児童生徒への理解を深め、指導の手立てを明らかにしていくことで安心して学べる学級集団づくりに努めます。

○　**地域の教育資源を活用した教育活動の推進（「授業づくり」）**

・　小学校中学年社会科学習において、社会科副読本を活用し、志免町に根ざした学習の充実を図ります。

○　**家庭学習の習慣化（「習慣づくり」）**

・　学力向上のために家庭で取り組むことを示した「家庭学習の仕方」を保護者に配付し、家庭と連

携しながら家庭学習の充実を目指します。

○　学習規律の定着の推進（「習慣づくり」）

・　落ち着いた雰囲気の中で児童生徒が学習に集中することができるように、学びの基盤となる学習規律を同一中学校区の小学校や小中学校間で共通理解、共通実践を図ります。

指　標

指　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
標準化得点※1 **（授業づくり）**	全国学力・学習状況調査における標準化得点の教科ごとの平均値 対象：小６、中３	小：国語 107.4 算数 104.0 中：国語 100 数学 95.2	小：国語 110 算数 110 中：国語 105 数学 105	小：国語 100 算数 93.5 中：国語 100 数学 95.8
Ｑ－Ｕ※2 **（集団づくり）**	Ｑ－Ｕにおいて、学校生活意欲※4が小学校 28（小３は 29）ポイント以上、中学校 73 ポイント以上の児童生徒の割合 対象：小３以上	「やる気」 中・高８０％以上 小：92.9％ 中：94.1％	小：80％ 中：80％	「やる気」 中・高８０％以上 小：92.3％ 中：93.3％
計画的学習習慣（習慣づくり）	全国学力・学習状況調査において「家で、自分で計画的に勉強する」と回答した児童生徒の割合 対象：小６、中３	小：－ 中：－	全国平均値以上 ※令和６年度調査から本項目が削除された	小：－ 中：－
検証改善ロードマップ※3 **活用度**	学力向上プランを基にした検証改善ロードマップの活用率	100％	100％	100％

全国学力・学習状況調査において、国語科は小学校・中学校ともに全国水準を満たす結果となりました。一方、算数科・数学科については、小学校・中学校ともに全国水準を下回る結果となりました。また、WebQ-U における「やる気」の項目は、小学校・中学校ともに前年度と同水準で推移し、目標値を大きく上回る結果となりました。

【成果と課題】

各学校において「確かな学力」を改めて捉え直し、学びに向かう力や学びを調整する力などの「非認知能力」の育成を学力向上プランに位置付けてきたことにより、児童生徒の「やる気」は高い水準を維持しています。とりわけ、「非認知能力」の育成には集団づくりが重要であるとの共通理解のもと、各学校で WebQ-U の分析を全職員で行い、安心して学ぶことのできる学級・集団づくりを進めました。その結果、支持的な雰囲気のある学級の中で、ICT※5の活用やペア・グループでの対話活動を取り入れた、個別最適な学びと協働的な学びが展開され、児童生徒が主体的に学ぼうとする姿が見られています。

一方で、全国学力・学習状況調査において教科による差が見られたことは、これらの学習の在り方が十分に機能しているとは言い切れず、児童生徒が目的意識をもって主体的に課題解決に取り組む力の育成に、依然として課題があることを示しています。

【今後の取組の方向性】

学力向上プランの推進に向けて、学力向上コーディネーターを中心とした校内学力向上検証委員会を一層機能化し、授業改善を学校全体で組織的に進めていきます。

併せて、志免町学力向上コーディネーター研修会および校内学力向上検証委員会において、各学校の取組状況を継続的に検証するとともに、成果と課題を共有し、改善に向けた協議を行うことで、町全体としての学力向上につなげていきます。

注解

※１　標準化得点とは、(本町の正答数) / (全国の正答数) ×100 で算出される。
※２　Ｑ－Ｕとは、QUESTIONNAIRE―UTILITIES(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の略。学級集団の状態や、子ども一人一人の意欲・満足感などを測定できる。
※３　検証改善ロードマップとは、学力向上に向けた検証改善サイクルを効果的に活用できるようにした年間計画
※４　令和５年度からＱ－ＵをＷＥＢ－ＱＵに変更した。Ｑ－Ｕの指標であった「学校生活意欲」項目がＷＥＢ－ＱＵでは「やる気」項目に変更になったため、令和５年度以降の指標は「やる気の中・高の割合が 80%以上」としている。
※５　「ＩＣＴ」とは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報（Information）と通信（Communication）に関する技術全般のこと。教科指導における ICT の活用は、児童生徒の学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業を実現する上で効果的とされている

１．　確かな学力、体力の向上を図る教育の推進
（２）運動・スポーツ機会の充実
＜施策２＞小中学生の体力向上

施策の方向性

◆　児童生徒が運動やスポーツをする機会を充実させ、体を動かす習慣づくりに取り組みます。
◆　オリンピック、パラリンピック等を契機とした運動・スポーツへの関心を向上させます。

主な取組

○　体力向上に関する事業の推進

・　各学校で計画的かつ継続的に「１校１取組」運動に取り組むとともに、体育・保健体育の授業の充実・改善を図ります。
・　全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、体育学習や運動部活動の充実に活かしながら、児童生徒の体力向上を図ります。

○　学校と家庭、地域が連携した運動・スポーツの推進

・　各学校での体力テストや体育授業の充実のために、スポーツ推進委員を積極的に活用します。
・　部活動の専門的な技術指導を行う体制の整備を図るために、保護者や地域住民の協力を得ながら中学校に部活動指導員の配置に努めます。
・　保護者や地域住民の協力を得ながら、地域（区）における児童生徒を対象としたスポーツ活動を積極的に推進します。

○　オリンピック・パラリンピック等を契機とした運動・スポーツへの関心を高める取組の推進

・　スポーツまたはスポーツマンシップが、チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールの尊重やフェアプレーの精神、他者の尊重や自己実現、健康増進等にもたらす効果を学び、スポーツをしようとする機運や体を動かすことへの自発的な関心の向上につなげます。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
Ｔ得点（小・中学生の体力）	全国体力・運動能力、運動習慣等調査※1における体力のＴ得点※2 対象：小５男女、中２男女	小男：49.0 小女：46.2 中男：53.1 中女：52.2	50	小男：47.8 小女：46.2 中男：51.7 中女：48.6
小・中学生の運動習慣の定着度	福岡県児童生徒体力・運動能力調査における学校の体育の授業以外で、週３日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合　対象：全学年	49.7%	65%	49.1%

全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力のＴ得点については、小学校女子では前年度と同水準であった一方、小学校男子および中学校男女では前年度を下回る結果となりました。なお、中学校男子においては、全国水準をやや上回る結果となりました。また、体育の授業以外で週３日以上運動等を行う児童生徒の割合は前年度と同水準で推移したものの、目標値を大きく下回る結果となりました。

【成果と課題】

体力向上プランにおいて、大縄跳びや外遊び等の「1 校 1 取組」を位置付けたことにより、運動に親しむ機会の拡充を図ることができました。しかしながら、学年間・学級間で取組状況に差が見

られることが課題として挙げられます。

【今後の取組の方向性】

各学校において、体力・運動能力および運動習慣に関する児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、その実態に基づいた体力向上の取組を推進します。

注解

※１　全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施項目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走、20ｍシャトルラン、50ｍ走、立ち幅とび、ハンドボール投げの９種目

※２　Ｔ得点とは、全国平均値に対する相対的な位置を示し、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較する値であり、平均値 50 点、標準偏差 10 点の標準得点。「Ｔ得点＝50＋10×（調査結果－平均値）/標準偏差」

１．確かな学力、体力の向上を図る教育の推進
（３）健やかな体の育成
＜施策３＞健康教育の充実

施策の方向性

◆　児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。
◆　性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び児童生徒の不安や悩みの解決を図るために、学校、家庭、医療機関等との連携を推進します。
◆　家庭・関係機関等との連携により、新型コロナウイルス感染症対策を推進します。

主な取組

○　食に関する指導の充実
・　給食主任や栄養教諭、学校栄養職員を中心に、食に関する指導の充実を図ります。
・　児童生徒が給食を通して食生活に関する基本的習慣やマナー、栄養に関する知識を身に付け、健康的な食生活を送ることができるように指導の充実を図ります。

○　学校と家庭、地域が連携した運動の推進
・　福岡県ＰＴＡ連合会の“新”家庭教育宣言や学校通信を通じて「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進に努めます。
・　手作りＭＹ弁当の日を通して、食べ物や生産者等への感謝の心を養います。

○　新型コロナウイルス感染症対策の推進
・　学校における児童生徒の健康観察を確実に行い、手洗い・マスク着用を徹底します。
・　家庭と連携して児童生徒の健康状態について把握し、児童生徒の感染からの抵抗力を高めるために十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事の摂取を啓発します。
・　学校における密閉・密集・密接の回避、教室の消毒など感染症対策を講じます。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値 （Ｒ７年度）	結果 （Ｒ７年度）
朝食摂取の割合	全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答している児童生徒の割合 対象：小６、中３	小：91.3% 中：90.2%	全国平均値以上 (R7) 小：93.7% 中：91.2%	小：91.2% 中：89.2%

全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合は、小学校・中学校ともに前年度と同水準で推移しました。しかし、全国平均と比較すると、いずれもやや下回る結果となりました。

【成果と課題】
各学校において、栄養教諭や養護教諭による食育・保健指導が継続的に行われてきたことは、一定水準の朝食摂取率の維持につながっていると考えられます。引き続き家庭とも連携し、水準を保つことが課題です。

【今後の取組の方向性】
児童生徒が自ら適切な食習慣を身に付け、健康を意識した生活を実践できるよう、栄養教諭・学校栄養士、養護教諭、給食主任、保健主事が中心となり、食および健康に関する指導の一層の充実を図ります。
併せて、児童会・生徒会を中心とした主体的な取組を企画・実施し、児童生徒自らが健康づくり

に関わる意識の向上を促します。さらに、「早寝・早起き・朝ごはん」の取組について、家庭・地域と一体的に進めることができるよう、各学校から積極的な情報発信を行っていきます。

２．豊かな心を育てる教育の推進
（１）道徳性を養う心の教育の充実
＜施策４＞道徳教育の充実

施策の方向性

◆　道徳科の充実に向けて、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような授業の実現に努めます。
◆　いのちを大切にする心、他人を思いやる心や公共のためになることを大切にする心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。
◆　我が国とふるさと志免を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、道徳科や各教科などの指導を推進します。

主な取組

○　体験活動と関連させた道徳科の指導
・　道徳科と各教科・外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育、とりわけ体験活動との効果的な関連を位置づけたカリキュラム・マネジメントを通して、実感に基づく道徳教育を推進する中で道徳性を高めます。

○　道徳授業の保護者への公開
・　保護者や地域住民を対象に道徳科の授業を公開し、他人を思いやる心、郷土を愛する心など心の教育に対する理解を図ります。

○　道徳授業に関する校内研修の実施
・　道徳に関する校内研修を実施し、自分への信頼感や自信などの自尊感情を高め、生命尊重の精神や規範意識を育む道徳科の充実を図ります。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値 （Ｒ７年度）	結果 （Ｒ７年度）
郷土を愛する意識	全国学力・学習状況調査において「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」※1 と回答している児童生徒の割合 対象：小６、中３	小：87.8% 中：71.6%	全国平均値以上 (R7) 小：81.3 % 中：75.3 %	小：82.3% 中：75.5%
自尊感情を有する割合	全国学力・学習状況調査において「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合 対象：小６、中３	小：91.2% 中：83.4%	全国平均値以上 (R7) 小：86.9% 中：86.2%	小：90.3% 中：86.2%

「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか」という質問に対して肯定的に回答した児童生徒の割合は、前年度と比較して小学校では減少し、中学校では増加しましたが、全国と比べると小学校・中学校ともに上回る結果となりました。また、「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合についても、小学校では減少し、中学校では増加しましたが、全国的に見ると、小学校は大きく上回り、中学校は同程度の水準でした。

【成果と課題】
各学校において、学習参観での道徳科授業の公開や研究授業の実施など、道徳科の授業づくりに重点的に取り組んできたことは、自分のよさを認識し、社会に貢献したいという思いをもつ児童生徒の育成につながっていると考えられます。一方で、道徳的諸課題を自分事として捉え、主体的に

課題解決へと向かう力をさらに伸ばしていくためには、体験活動と効果的に関連付けたカリキュラムの作成・充実が課題として挙げられます。

【今後の取組の方向性】

生活科および総合的な学習の時間を中心に、各教科等と関連付けた道徳教育全体計画を作成・実施し、道徳教育を教育活動全体の中で体系的に推進していきます。

また、道徳科の授業においては、児童生徒が主体的に考え、議論する学習活動を展開することができるよう、引き続き授業改善に取り組み、思考を深め行動につなげる力の育成を図ります。

注解

※１　令和５年度から、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の質問項目が、「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」から、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に変更。

２．豊かな心を育てる教育の推進
（２）きめ細かな生徒指導の充実
＜施策５＞いじめ・不登校等への対応

施策の方向性

◆　「志免町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、正確な認知等の取組を推進します。
◆　いじめ、不登校、暴力行為等の生徒指導上の諸問題の未然防止・早期発見・早期対応を図るために、一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や地域との連携・協力などにより、学校が組織的に対応する取組を推進します。
◆　町適応指導教室「ぐんぐん」において、様々な理由から登校できない児童生徒に学習を含めた様々な支援を行います。

主な取組

○　いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会の設置
・　年３回町いじめ問題対策連絡協議会を、また年１回町いじめ問題専門委員会を実施し、いじめ問題に関する対策と現状について学校、教育委員会、関係機関で情報交換します。

○　小中学校合同の生徒指導委員会の実施
・　小中学校合同の町生徒指導委員会に、指導主事や教育相談員等を派遣し、いじめ・不登校を中心とする生徒指導上の諸問題の解決に向けた学校間の連携を図ります。

○　小中学校で一貫した非行防止や規範意識の醸成に関する指導の充実
・　ＳＮＳ等を介したいじめ等のトラブルの未然防止やインターネット等の適正な利用を推進するために、児童生徒が主体的にルール、マナーを学ぶ取組、情報モラル等を身に付けさせる指導の充実、家庭でのスマートフォンのルールづくりなどを推進します。
・　児童生徒の薬物乱用を防止するために、学校における体育科・保健体育科及び関連教科における学習指導をもとに、関係機関等と連携し、薬物乱用防止教室を開催します。

○　スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置
・　教育委員会の教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者が生活の中で抱えている様々な問題（家庭生活、いじめ、不登校、虐待等）に対する教育相談体制の充実を図ります。

○　小中学校の校内生徒指導委員会等へのスクールソーシャルワーカー等の派遣
・　各小中学校の生徒指導委員会等にスクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒指導上の実態把握や教職員への支援を行い、生徒指導体制をサポートします。

○　学校生活に関するアンケートの実施
・　いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、意図的・計画的にいじめが起きにくくなるような取組を行い、その取組の成果を評価し改善するために、定期的にアンケートを実施します。

○　不登校対応支援員（学級補助員）の配置
・　中学校の校内適応指導教室に不登校対応支援員（学級補助員）を配置し、学習等の支援や教室復帰に向けた取組の充実を図ります。

○　町適応指導教室「ぐんぐん」の設置
・　様々な理由から学校に行けない町立小中学校に在籍している児童生徒に対して、教員免許所持者、大学生などが学習を含めた様々な支援を行います。

指　標

指　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値 （Ｒ７年度）	結果 （Ｒ７年度）
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消※1した件数の割合	72.2%	全国平均値以上 (R7) 76.8%	76.2%
不登校割合	不登校児童生徒の割合	小：3.9% 中：7.0%	全国平均値以下 (R7) 小：2.1% 中：6.7%	小：3.8% 中：6.9%
不登校復帰率※2	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小：58.6% 中：81.1%	全国平均値以上 (R7) 小：30.6% 中：30.0%	小：51.8% 中：86.0%

いじめの認知件数のうち解消に至った件数の割合は、前年度と比較して増加しました。不登校児童生徒の割合は前年度と同程度で推移しました。また、不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合は、小学校では減少した一方、中学校では増加しました。

【成果と課題】

小学校では月１回、中学校では月２回、生徒指導に係る校内委員会を定期的に開催し、いじめの認知および初期対応を迅速に行うことができたことが、いじめの解消率の向上につながったと考えられます。さらに、すべての学校において校内教育支援室の運用が開始されたことにより、所属学級に入りにくい児童生徒の学びの場が確保され、不登校児童生徒の割合が増加しなかった要因の一つとなりました。

一方で、いじめへの初期対応や不登校児童生徒への支援体制については、学校間・学年間・学級間で取組の差が見られることが課題として挙げられます。

【今後の取組の方向性】

志免町生徒指導担当者研修会およびいじめ問題対策連絡協議会において、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた効果的な支援体制について情報交換を行い、管理職および生徒指導担当者がその成果を各校の取組に生かすことができるようにします。

また、不登校児童生徒への支援については、引き続き生徒指導に係る校内委員会の機能化を図るとともに、学級担任と志免町適応指導教室「ぐんぐん」、校内教育支援室担当教員との連携が一層充実するよう、志免町不登校対応統括員を中心とした支援体制を継続していきます。

注解

※１　「いじめ解消」の定義は、加害行為がやんでいる状態が３か月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。
　いじめの解消率の算出は次の方法による。
（３月末までに解消したいじめの総件数／11 月までに発生したいじめの総件数）×100

※２　「復帰」は、国の調査では、「指導の結果登校する又はできるようになった」状態としている。各学校が個々の児童生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めたものをいう。

２．豊かな心を育てる教育の推進
（３）体験活動の推進
＜施策６＞環境や福祉等に関する教育の充実

施策の方向性

◆　発達の段階に応じて、総合的な学習の時間等において、児童生徒が体験を通じて環境について学ぶ生活体験や自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動等の多様な体験活動を促進します。

◆　発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳科等において、社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図ります。

主な取組

○　環境問題に関する教育の推進

・　自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けることや、地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶことを推進します。

○　福祉に関する教育の推進

・　発達の段階に応じて社会福祉やボランティア等についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神等の育成を図ります

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
環境問題や福祉に関する教育の実施学校数	総合的な学習の時間等における、環境問題や福祉に関する学習の実施学校数	６校	６校	６校

令和７年度においても、町内すべての小中学校で、総合的な学習の時間等を活用し、環境問題や福祉に関する学習を実施しました。

【成果と課題】

コミュニティ・スクールとしての取組が一定程度定着したことにより、生活科や総合的な学習の時間において、地域人材や地域資源を活用した実践が拡充しました。特に、志免町の春・秋のクリーンアップ作戦を教材として位置付けたことは、地域のために自分たちができることを考え、行動しようとする態度の育成につながりました。

一方で、行事や体験活動が一過性のものにとどまらないよう、学習内容やねらいを明確にし、継続的・発展的な学びへとつなげていくことが課題として挙げられます。

【今後の取組の方向性】

各学年の発達段階を踏まえ、体験的な活動を体系的に整理し、小学校６年間および中学校３年間を見通したカリキュラム・マネジメントを行います。

また、総合的な学習の時間を軸としながら、各教科等と関連付けた教科横断的な学習を通して、環境問題や福祉に関する教育の一層の充実を図ります。

２．豊かな心を育てる教育の推進
（４）読書活動の推進
＜施策７＞子どもの読書活動の充実

施策の方向性

◆　読書に親しむことを通じて豊かな感性や想像力を育むため、「志免町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域における子どもの読書活動や学校全体での日常的な読書活動を促進します。

◆　ＰＴＡを通じた保護者への読書活動に対する理解促進や、ボランティア団体との連携促進等により、学校・家庭・地域・民間による子どもの読書活動を推進します。

主な取組

○　子どもの読書活動の推進

・　志免町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動を促進します。

・　町立図書館を拠点館として学校図書館との人的ネットワーク化を図り、情報や図書の交流など町と学校が一体となった読書活動を推進します。

・　小中学生全員に「読書通帳」を配付し、町立図書館で借りた本の履歴を目に見える形にすることで、読書意欲を促進します。

・　司書教諭を中心とした学校図書館連絡会を設置し、小中学校における図書や読書活動の質的な充実を図ります。

・　読み聞かせなどの住民ボランティア養成を目的とした講座を実施するとともに、ボランティアの協力を得て、読み聞かせ等の活動によって学校の読書活動の充実を図ります。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ５年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
読書習慣のある割合	全国学力・学習状況調査において「１日３０分以上読書する」※1と回答した児童生徒の割合 対象：小６、中３	小：29.1% 中：25.5%	全国平均値以上 （Ｒ７） 小：－ 中：－	小：－ 中：－

指標としている全国学力学習状況調査の項目「１日３０分以上読書する」は、令和６年度から削除されたため、結果を示すことができませんでした。

【成果と課題】

読み聞かせボランティアの活用により、読書活動への関心を高めるきっかけづくりが行われるとともに、読書タイムの設定によって、読書を日常的な活動として位置付けようとする取組が一定の成果を上げています。さらに、学校司書および司書教諭の指導の下、図書委員会等の児童会・生徒会が中心となり、年３回の読書旬間において、図書の紹介活動やしおりの配付など、読書意欲を高める取組が実施されています。

一方で、家庭を含めた読書活動の定着という点では十分とは言えず、読書を継続的な習慣として身に付けさせることが課題として挙げられます。

【今後の取組の方向性】

引き続き、町立図書館と学校図書館が連携し、蔵書の紹介や家庭における読書活動の啓発を行います。

また、児童生徒および家庭に対して電子図書の活用を周知するとともに、児童生徒用タブレットを活用した読書活動を併行して推進し、読書に親しむ機会の拡充と読書習慣の定着を図ります。

３．学校・家庭・地域の連携・協働の推進
（１）地域とともにある学校づくりの推進
＜施策８＞学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備

施策の方向性

◆　「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進するために、コミュニティ・スクールを推進します。
◆　学校、家庭、地域が連携、協働し、それぞれが役割と責任を担い、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ります。

主な取組

○　コミュニティ・スクールと地域学校協働活動事業の一体的推進
・　学校と地域が目指す子どもの姿や学校の教育目標等を共有できるコミュニティ・スクールと、地域が学校のパートナーとして地域人材を生かした多様な活動を行う地域学校協働活動を一体的に推進します。

○　学校評価等の公表
・　各学校の自己評価及び学校関係者評価を実施し、公表します。

○　「土曜授業」の実施
・　地域とともにある学校づくりの推進に向けて「土曜授業」を実施し、学力向上及び家庭・地域との連携強化を図ります。

○　「教育について考える月」の周知
・　福岡県が 11 月を「ふくおか教育月間」と制定したことを踏まえて、本町では、11 月を「教育について考える月」とし、小中学校における授業参観など教育に関する関心と理解を深める取組を行い、家庭・学校及び地域が連携して子どもを育てていく機運を醸成します。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
地域と協働の活動を行った学校数	コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を「よく行った」と回答した学校数	４校	６校	３校

コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動をよく行った学校は、6 校中 3 校でした。

【成果と課題】
各学校が自校の特色を生かし、総合的な学習の時間や教科等の授業の中に地域学校協働活動を計画的に位置付けたことにより、児童生徒の学びは一層充実しました。令和 7 年度には、志免中学校および志免東中学校に地域学校協働活動推進員を配置したことで、地域と連携した取組がさらに拡充しました。
また、学校運営協議会においては、熟議を通して学校の課題解決に向けた多様な意見が共有されるなど、コミュニティ・スクールとしての機能も着実に充実してきています。一方で、家庭・地域・学校が一体となって児童生徒を育てる体制づくりについては、引き続き課題が残されています。

【今後の取組の方向性】
志免南小学校で発足した「子ども町内会」の取組を参考に、他の小中学校においても、既存の「部

友会」を生かしながら体制の整備を進めています。

今後は、学校運営協議会の一層の充実を図るとともに、地域学校協働活動を教育課程に明確に位置付け、児童生徒主体の地域活動を推進します。さらに、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する取組について、積極的な情報発信を行い、家庭・地域への理解促進と啓発を図っていきます。

４．社会にはばたく力を育成する教育の推進
（１）個性や能力を伸ばす教育の推進
＜施策１０＞一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実

施策の方向性

◆　「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、共生社会の実現に向けて、障がいのある子どもの一人一人の自立と社会参加を目指し、就学前から中学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。

主な取組

○　個別の指導計画や教育支援計画の作成
・　小中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるように、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成します。

○　「ふくおか就学サポートノート」の活用の促進
・　成長が気になる子どもの就学前から学校卒業後までを見通した継続性のある指導・支援を充実させるために、保護者や学校の先生などが協力しながら子どもの成長を記録していく「ふくおか就学サポートノート」の活用を促進します。

○　特別支援教育体制の整備
・　町教育支援委員会との連携及び特別支援学級等担当者研修会の実施を通して、義務教育９年間を見据えた個別支援や校内体制の充実を図ります。
・　関係機関等と連携を図り、各学校の発達に課題のある児童生徒への指導内容や指導方法について、日常的・継続的な支援を行います。

○　教職員の専門性の向上
・　障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うために、教職員の専門性の向上に努めます。

○　特別支援学級対応支援員（学級補助員）及び特別支援教育相談員の配置
・　特別支援学級等に学級補助員を配置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒への支援体制の充実を図ります。
・　特別支援教育相談員を配置し、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の対応について、学級担任等への支援の充実を図ります。

○　教育環境の整備
・　障がいのある子どもが安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を促進します。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
特別支援教育の個別計画作成率	個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成している割合	100%	100%	100%
ふくおか就学サポートノート活用率	特別な支援を要する子どもの小中の引継ぎにおける「ふくおか就学サポートノート」の活用率	85%	100%	85%

特別支援学級に在籍する児童生徒および通級による指導を受けている児童生徒全員について、個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成し、支援・指導を行うことができました。個別の指導計画については、年間２回以上の見直しを行ったことにより、児童生徒一人一人の実態に応じた支援・指導の充実を図ることができました。

小学校から中学校への引継ぎにおいては、個別の教育支援計画を活用していることから、個別の教育支援計画に準ずる役割をもつ「ふくおか就学サポートノート」を必要とする児童生徒が少ない状況があります。そのため、活用率は100%には至りませんでした。

【成果と課題】

特別支援学級に在籍する児童生徒数および通級による指導を受けている児童生徒数が年々増加している現状を踏まえ、特別支援教育コーディネーターを中心に、各学校における特別支援教育の推進体制を強化しました。特に、学校見学会の実施や校内教育支援委員会の見直しと充実を図ったことにより、適切な就学事務が行われ、インクルーシブ教育システム※の構築が進みました。

一方で、特別支援学級数および通級指導教室数が依然として多いことから、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上が引き続き課題として挙げられます。

【今後の取組の方向性】

志免町主催の特別支援教育に関する研修については、福岡県教育委員会が実施する研修との関連を図りつつ、より実践的な内容へと充実させることで、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別な支援の一層の充実を図ります。

また、町内の保育園・幼稚園等および療育機関等の職員を対象に、小学校における特別支援教育に関する説明会を実施し、関係機関との連携を深めることで、引き続き適切な就学事務を推進していきます。

注解

※　インクルーシブ教育システムとは、障がいの有無や国籍、性別などの違いにかかわらず、すべての子どもが同じ場で分け隔てなく共に学ぶ仕組みのこと。個々の教育的ニーズに応じた「合理的配慮」を提供し、多様性を尊重する共生社会の形成を目指す。

４．社会にはばたく力を育成する教育の推進
（２）キャリア教育の推進
＜施策１１＞キャリア教育・職場体験の推進

施策の方向性

◆　変化の激しい社会の中で、子どもが希望を持って自立的に自らの未来を切り拓き、社会で自立していく力を身に付けるために、キャリア教育を推進します。

◆　地域の企業・経済団体等と連携して、子どもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生き方を考えさせるための職場体験を推進します。

主な取組

○　発達段階に応じた計画的、継続的、組織的なキャリア教育の推進

・　これまで学校だけの視点で作られ進められてきた教育課程や教育活動について、地域の人々などとのつながりの中で、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯に渡る社会的・職業的自立ができるよう、キャリア教育の充実を図ります。

・　職場体験や様々な社会体験を取り入れ、望ましい勤労観や職業観、集団生活に必要な規範意識やマナーなどの向上を図ります。

・　小学校４年生で「二分の一成人式」、中学校２年生で「立志式」を実施して、目的意識をもって主体的に進路を選択するキャリア教育の充実を図ります。

・　キャリアパスポート※1 を活用し、授業や学校行事などで心に残ったこと、自分が成長できたことを小学校段階から記録させ、年度ごとの振り返りを通してキャリア教育の充実を図ります。

・　総合的な学習の時間、特別活動などにおける社会人等の積極的な活用を促進します。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値 （Ｒ７年度）	結果 （Ｒ７年度）
将来の夢や目標を持っている割合	全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標をもっている」と回答した児童生徒の割合 対象：小６、中３	小：84.2% 中：65.4%	全国平均値以上 小：83.1 % 中：67.5 % (R7)	小：81.2% 中：68.1%

将来の夢や目標をもっていると回答した児童生徒の割合は、全国平均と比較して、小学校ではやや下回り、中学校ではやや上回る結果となりました。また、令和６年度の同調査と比較すると、小学校では減少し、中学校では増加する結果となりました。

【成果と課題】

中学校においては、総合的な学習の時間を中心に、外部人材を生かした講話「職業人に学ぶ」、職場体験、上級学校体験、高等学校の先生方による出前授業、立志式などを実施しており、これらの取組が生徒の勤労観や職業観の育成につながっています。

一方、小学校では、「キッザニア福岡」での校外学習や地域企業と連携した販売活動などの体験的な学習を行っているものの、体験したことをもとに具体的に将来の夢や目標をもつという点では課題があります。

【今後の取組の方向性】

様々な体験的な活動について、キャリア教育としての目的を明確にし、教師と児童生徒が目標を共有した上で取り組むことにより、キャリア教育の一層の充実を図ります。

併せて、キャリアパスポートの意義や活用方法を改めて整理し、各学校において計画的かつ効果的に活用することで、児童生徒が自らの成長や将来を見通すことができる取組を推進していきます。

注解

※1　キャリアパスポートとは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたファイルやデジタルデータのことである。

４．社会にはばたく力を育成する教育の推進
（３）国際的視野を持つ人材の育成
＜施策１２＞英語力の向上

施策の方向性

◆　グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小中学校における英語教育の充実を図ります。

主な取組

○　国際化に対応する国際理解教育や外国語教育の充実

・　小中学校に、外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置し、英語によるコミュニケーション能力の育成や国際理解教育を推進します。

○　小学校の英語教育の推進

・　英語力・指導力の高い教職員を育成する研修を啓発するとともに、児童の英語コミュニケーションへの意欲向上を図るためにイングリッシュセミナーを実施します。

○　中学校の英語教育の推進

・　教職員の英語力向上に向けた研修への参加を奨励するとともに、中学３年生に対する英検ＩＢＡを実施し、英語力の高い生徒を育成します。

・　志免中学校に福岡県英語教育重点市町村指定事業（Ｒ２～Ｒ４）を委嘱し、英語学習の補助を行う英語学習支援員や個の英語力に応じた学習支援ソフトの効果的な活用について研究し、生徒の英語力の向上に努めます。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
生徒の英語力	CEFR※1　Ａ１レベル相当以上（英語検定３級程度以上）の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合 対象：中３	69.6%	国の目標値以上 （Ｒ６参考値） 中３：52.4% ※	46.5%

※　令和７年度の国の結果は 54.6%でした。

CEFR A1 レベル相当以上（英語検定３級程度以上）の資格または相当する力を有する中学校生徒の割合は、令和６年度と比較して大きく下回る結果となりました。一方で、令和７年度は英語検定を受検・合格した生徒数自体は大幅に増加しています。特に４級・５級の合格者が多かったことから、３級程度以上の資格を有する生徒の割合は低下しましたが、該当する生徒数の実数は令和６年度を上回っています。

【成果と課題】

小学校においては、英語専科教員の配置や ALT を活用したパフォーマンステストの実施により、児童生徒の英語力の質的向上が図られています。また、小学生を対象とした夏季休業中のイングリッシュキャンプの実施や、小学校５年生以上の児童生徒を対象とした他国とのオンライン交流を行うなど、授業で身に付けた英語を実際に使用する機会を意図的に設定しました。これらの取組は、英語によるコミュニケーションへの意欲向上につながっています。

一方で、英語に関心をもつ児童生徒が一部に限られている傾向も見られることから、英語が得意な児童生徒だけでなく、より多くの児童生徒が英語に親しみ、学ぶ意欲を高めることが課題として挙げられます。

【今後の取組の方向性】

児童生徒が英語に親しみ、英語を使う必然性を実感できる授業を展開できるよう、教員の指導力向上を図ります。

また、ALT との連携を一層強化し、授業における英語による発話量を増やすことで、英語によるコミュニケーション力の向上を目指します。

注解

※1　CEFR（セファール）とは、Common European Framework of Reference for Languages：ヨーロッパ言語共通参照枠のこと。外国語学習者の 4 技能：「聞く・話す・読む・書く」の能力や修得状況を評価するために用いられる。A1・A2・B1・B2・C1・C2 の 6 段階のレベルに分かれている。

５．安全で快適な教育環境の整備推進

（１）GIGA スクール構想の実現

＜施策１３＞学校 ICT 環境の整備・情報活用能力の育成

施策の方向性

◆　現在、ＩＣＴがあらゆる分野で活用されており、今後、生活手段や学習手段として重要となる情報活用能力を子どもが身に付けることができるように、国の「ＧＩＧＡスクール構想※1」に基づき、ＩＣＴを活用できる教育環境の整備を進めます。

◆　小学校からのプログラミング教育の導入を踏まえ、児童生徒の情報活用能力の育成に向けたプログラミング教育の実施と教職員の指導力向上を図ります。

◆　児童生徒の発達段階に応じて、情報通信機器を活用する上での情報リテラシー及び情報モラルを高める教育の充実を図ります。

主な取組

○　１人１台コンピュータの整備

・　国は、「ＧＩＧＡスクール構想」として児童生徒に１人１台のコンピュータと通信ネットワークを一体的に整備する教育ＩＣＴ環境の充実を進めており、多様化する児童生徒の個性に合わせた「個別最適化された学び」の推進と新型コロナウイルス感染症等の非常時における学習環境の保障のため、１人１台コンピュータの整備を図ります。

○　ＩＣＴを活用した学習活動の充実

・　「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善や基礎学力の定着に向けて、小中学校におけるＩＣＴ活用の推進体制を構築します。

・　タブレットドリルを積極的に活用し、基礎・基本の定着から、思考・判断・表現の力の育成まで、自動採点などデジタルの特性を活かしながら効率よく学習を進め、学習意欲を喚起します。

・　児童生徒の系統的な情報活用能力の育成に向けて、プログラミング教育の指導力の向上を図ります。

○　情報リテラシー及び情報モラル教育の充実

・　情報を正しく活用する力（情報リテラシー）を高め、情報に関するトラブル等が生じないようにするために、情報社会における必要な態度や考え方（情報モラル）を学ぶ教育の充実を図ります。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
ＩＣＴの授業での活用学校数	ＩＣＴ機器を活用した授業をほぼ毎日行ったと回答した学校数	６校	６校	６校
教職員のＩＣＴ活用指導力	授業にＩＣＴを活用して指導することができる教職員の割合	98.3%	100%	98.3%

すべての学校において、児童生徒および教員がほぼ毎日 ICT 機器を活用した授業を実施することができました。また、ICT を活用して指導できる教職員の割合についても、高い水準を維持しています。

【成果と課題】

授業では、リアルタイム学習支援サービス「MetaMoJi」を活用し、児童生徒がタブレット端

末を用いて調べ学習や意見交流を行ったり、教員が児童生徒一人一人に対して直接助言を行ったりするなど、学びの充実を図ることができました。さらに、令和7年12月に児童生徒用タブレット端末がChromebookからiPadへと更新されたことにより、授業におけるICT活用の幅が広がりました。

一方で、情報モラルやネットリテラシー、適切な操作方法や活用の在り方については、引き続き計画的な指導が必要であるという課題が挙げられます。

【今後の取組の方向性】

志免町学校ICT推進委員会において、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を高める効果的なICT活用の在り方について検討し、その成果を町内小中学校へと共有・展開していきます。

また、生徒指導担当者と連携・協働しながら、情報モラルおよびネットリテラシー教育の充実を図り、児童生徒が自ら情報を適切に収集・選択・活用できる力の育成を推進します。

注解

※1　GIGAスクール構想とは、１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想のこと。
GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略

５．安全で快適な教育環境の整備推進
（２）児童生徒の安全確保
＜施策１４＞管理体制の整備

施策の方向性

◆ 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携し、登下校時における安全の確保を図ります。
◆ 学校における防犯教育や児童生徒の安全を確保する取組の充実を図ります。
◆ 児童生徒が自らの判断で、安全を確保する能力を身に付ける防災教育を推進します。

主な取組

○ 通学路の安全確保

・ 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携し、登下校時における交通事故や不審者等からの安全の確保を図ります。

○ 児童生徒の安全に関する情報の配信

・ 情報配信サービスを活用し、児童生徒の安全にかかわる情報を個別に一斉配信します。

○ 危機管理体制の整備と危機管理意識の高揚

・ 「危機管理マニュアル」をもとに、学校における生命安全の確保を最優先とする学校危機管理体制を整え、教職員の危機管理意識の高揚に努めます。

・ 児童生徒の個人情報セキュリティ対策として、本町作成の「情報セキュリティハンドブック」をもとに各学校の実態に応じて、情報セキュリティポリシーを作成し、重要な教育情報を適切に管理・運用します。

○ 災害を想定した避難訓練の実施

・ 火災や地震を想定した避難訓練を年２回実施して、災害発生時の危機対応が迅速かつ適切に行えるようにします。

指　標

指　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
職員研修実施学校数	危機管理マニュアルに基づく職員研修の実施学校数	６校	６校	６校
避難訓練実施学校数	年２回の避難訓練（火災・地震）の実施学校数	６校	６校	６校

すべての学校において、毎月の安全点検や AED・エピペン等の救急対応研修の実施など、危機管理マニュアルに基づいた職員研修を行うことができました。また、避難訓練については、火災や地震に加え、不審者対応を想定した訓練を実施した学校もありました。

【成果と課題】

計画的な職員研修に加え、ヒヤリハット事例を職員間で随時共有することにより、危機管理体制の一層の強化を図ることができました。さらに、児童と自動車との接触事故を防止するため、放課後等デイサービスの送迎車両の出入口を変更したり、PTA 役員や保護者の協力を得て通学路の危険箇所を確認したりするなど、地域や家庭と連携した安全確保に努めることができました。

一方で、災害時における児童生徒の引き渡し訓練については、より円滑な実施に向けて、手順や体制のさらなる改善が必要であることが課題として挙げられます。

【今後の取組の方向性】

より実際の状況を想定した危機管理体制の整備を進めるとともに、実効性の高い避難訓練を継続

的に実施します。
　また、災害時の引き渡しについては、地理的条件等により交通渋滞が想定される学校において、地域と連携した引き渡しの在り方を検討し、安全かつ円滑な対応ができる体制づくりを進めていきます。

５．安全で快適な教育環境の整備推進
（３）学校施設の整備・充実
＜施策１５＞学校施設設備の整備・充実

施策の方向性

◆　「志免町公共施設個別施設計画」（令和２年３月策定）では、小中学校校舎の大規模改修を実施しており、老朽化が進んでいる学校給食施設等については、今後建替えや改修を行うこととしています。これに基づき、学校給食施設等の整備について対応を行います。

主な取組

○　小中学校施設の長寿命化

・　「志免町公共施設個別計画」に基づき、学校施設の維持・管理に努め、長寿命化を図ります。
・　学校給食施設の改修等を実施します。
・　劣化状況が悪く緊急性の高いものについては早期に対応を検討します。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）
※Ｒ２計画で１００％に達したため、新たな整備計画などを検討し、Ｒ７年度以降の教育振興基本計画見直し時に指標を作成します。		―	―

学校体育館については、避難所機能の強化及び近年の猛暑への対応を図るとともに、児童生徒の教育環境の改善を目的として、すべての学校体育館への空調設備の設置を完了しました。

【今後の取組の方向性】

小中学校の校舎については、前回の長寿命化工事の実施から約 20 年が経過し、施設の老朽化が進行しています。

今後は、「志免町公共施設個別施設計画」に基づき、建物の安全性と機能性の維持・向上を図りながら、計画的な長寿命化改修を進めていきます。

５．安全で快適な教育環境の整備推進
（４）教職員の指導力・学校組織力の向上
＜施策１６＞職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進

施策の方向性

◆　教職員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるため、経験年数や職務内容に応じた研修や専門的な指導力を高める研修の充実を図ります。
◆　「教職員の働き方改革取組指針」（福岡県教育委員会　令和２年３月改訂）に基づき教職員の働き方改革を推進します。

主な取組

○　教職員の指導力量を高める研修の充実
・　町教頭研修会を月１回開催し、管理職としての指導力向上や学校間の情報連携の強化を図ります。
・　町の教育課題への対応について、小中学校の全教職員で学ぶ夏季教育研修会を実施します。
・　指導力を高めてほしい教職員や実践的・専門的な研修が不足している講師等に、指導主事が個別に学級経営や授業の技術を教え、指導力量の向上を目指します。

○　教職員の働き方改革の推進
・　教職員が担うべき業務に専念できるように、勤務時間管理の適正化や学校現場における業務改善、校務のＩＣＴ化による効率化等によって教職員の働き方改革を進めます。
・　教職員の指導上の悩み、ストレスに適切に対応し、健全な心身をもって教育活動を行うことができるよう、教職員のメンタルヘルス対策の充実を図ります。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
教育研修会への積極的参加学校数	教職員が、校外の教科教育に関する研究会等によく参加していると回答した学校数	２校	６校	２校
教職員の超過勤務の縮減割合	時間外勤務の上限目安、月４５時間以下の教職員の割合	76.25%	100%	80.2%

教職員が校外の教科教育に関する研究会へ積極的に参加していると回答した学校は２校でした。一方、残る４校では、オンライン研修の受講、校内 OJT の充実、個別の研修ニーズに応じた取組、外部講師を招聘した校内研修の実施などにより、校内研修の充実を図っていました。また、時間外勤務の上限目安である月 45 時間以下の教職員の割合は、令和 6 年度と比較して増加しました。

【成果と課題】

各学校において、自校の教育課題を明確にし、それに基づいて研究主題を設定した上で研修計画を立案したことは、教職員の指導力量を効果的に高めることにつながっています。一方で、教職員一人一人が主体的に研修へ参加する意識の醸成については、依然として課題が残されています。

また、教職員の超過勤務を縮減するため、「学校と教師の業務３分類」を基に、特に校務 DX を推進してきました。「働き方改革」と「子どもと向き合う時間・教材研究の時間確保」の両立に向けて、引き続き業務の効率化を進めていく必要があります。

【今後の取組の方向性】

全国教職員プラットフォーム「Plant」を活用し、外部機関主催のオンライン研修やオンデマンド研修に関する情報提供を行うことで、教職員の主体的な研修参加を促進し、指導力量のさらなる向上を図ります。

併せて、会議回数の見直しや校務分掌の効率化を進めることにより、教職員が研修に参加しやすい環境を整え、研修時間の確保につなげていきます。

教職員の働き方改革については「志免町立学校の教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づいて、取組を進めていきます。

社会教育主要施策

３．学校・家庭・地域の連携・協働の推進
（２）青少年の健全育成
＜施策９＞社会教育活動の推進体制の整備

施策の方向性

◆　社会教育活動の振興を図るために、ＰＴＡ、子ども会などの関係機関、団体との連携・協力体制の整備を図ります。
◆　学習ニーズや社会的課題に適切に応えるため、社会教育に関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。
◆　町民一人一人の教育の重要性に関する意識を高めます。

主な取組

○　社会教育活動の推進体制の整備

・　青少年育成団体（子ども会育成会連絡協議会、ＰＴＡ連絡協議会、青少年問題協議会・青少年指導委員等）の充実・強化、指導者・リーダーの育成、及び、家庭教育の支援体制の整備に努めます。
・　社会教育への積極的参加の促進や、さまざまな人が活躍できる環境づくりに努めます。
・　各社会教育団体との連携を密にし、住民への情報提供に努めます。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
地域社会と関わることができる割合	自分の周りにあいさつや相談等ができる大人がいると答えた子どもの割合	81%	100%	82%

自分の周りにあいさつや相談等ができる大人がいると回答した子どもの割合は、令和６年度と同程度の水準で推移しました。

【成果と課題】

青少年の健全育成を目指し、青少年育成団体と情報共有を行うとともに、青少年の指導・育成・保護・矯正に関する総合的な施策の適切な実施を図るため、青少年問題協議会を開催しました。これらの取組を通して、関係機関との連携体制の維持・充実を図ることができました。

一方で、地域学校協働活動等を通じて、子どもたちが地域の人と継続的に関わる機会をさらに充実させていくことが課題として挙げられます。

【今後の取組の方向性】

地域における青少年の健全育成について、引き続き関係機関との情報共有を進め、支援体制の確立に努めます。

また、青少年育成団体との連携・協力体制を一層強化し、体験活動や地域での活動の充実を図ることで、子どもたちが身近な大人と関わりながら安心して成長できる環境づくりを進めていきます。

（参考指標）

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	当面の目標値	結果（Ｒ７年度）
青少年育成団体の活動件数	子ども会育成会連絡協議会、ＰＴＡ連絡協議会、青少年問題協議会・青少年指導委員の活動件数	43 件	計画の総数 65 件	46 件

６．地域活動の支援
（１）社会教育活動の支援
＜施策１７＞社会教育活動・住民活動の推進

施策の方向性

◆　社会教育活動への積極的参加や、生涯学習活動ができるように、住民への情報提供や環境づくりに努めます。
◆　行政と町内会が協力して、「志免町公共施設個別施設計画」（令和２年３月）に基づいて、公民館の維持管理、改修を行います。

主な取組

○　公民館の活用促進
・　町民の身近な交流の場として公民館の活用を促進します。また、中央公民館・自治公民館の連携と充実・強化を図り、自治公民館活動の活性化に努めます。
○　公民館役員研修の実施
・　公民館役員研修を実施し、地域の人材育成ができる機会を充実させます。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
公民館役員研修参加者数	町公民館役員研修への参加者数	134 人	200 人	129 人

【成果と課題】
社会教育への積極的な参加を促進するため、地域の公民館長や公民館主事に対して情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図ってきました。また、公民館長会議の開催や公民館主事会との意見交換を行うなど、関係者間の連携を進めることができました。
一方で、研修への参加者数の増加につながるような取組については、引き続き工夫が必要であることが課題として挙げられます。

【今後の取組の方向性】
社会教育委員と連携し、町民に対する社会教育に関する情報提供の充実や、町民が主体的に活動できる環境づくりに努めます。また、各社会教育団体に対し、公民館活動事業費補助金および公民館主事連絡協議会活動事業費補助金を交付することで、地域における社会教育活動の一層の充実を図ります。

（参考指標）

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	当面の目標値	結果（Ｒ７年度）
公民館の活動件数	全公民館でおこなわれている活動件数	835 件	計画の総数 550 件	859 件

7．スポーツ・文化活動の推進
（１）スポーツ活動の推進
＜施策１８＞ライフステージに応じたスポーツの支援

施策の方向性

◆　子どもから高齢者まで年齢に応じたスポーツに親しむ機会づくり、障がいのあるなしにかかわらずスポーツができる環境をつくります。
◆　スポーツ施設について、適切に維持管理、改修を行います。

主な取組

○　「する」「みる」「ささえる」の多様な形での「スポーツ参画人口」の拡大
・　様々な運動・スポーツ大会の開催で、町民の参加を促進し、スポーツをみる機会をつくります。また、スポーツ協会やスポーツ推進委員の活動・取組を支援します。
・　児童から大人までのライフステージに応じた運動・スポーツについて地域で取り組む活動を支援します。
○　スポーツ施設の計画的な整備
・　既存スポーツ施設について、老朽化の状況やスポーツ施設利用者の状況に即した施設・設備の改修を計画的に進め、スポーツ施設利用者の需要に応じた環境改善を図ります。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
スポーツ施設の利用率	町内のスポーツ施設を利用したことのある人の割合	28%	50%	21%
スポーツ施設満足度	町内のスポーツ施設に対する満足度	80%	90%	86%

スポーツ施設の利用率は、令和６年度と比較してやや低下しました。一方、スポーツ施設に対する満足度は、令和６年度よりも向上しました。

【成果と課題】

スポーツ活動の推進を目指し、スポーツ協会と連携しながら町民への情報提供や団体活動の充実に努めてきました。その結果、町内スポーツ施設に対する満足度は目標値に近づいてきています。

一方で、スポーツ施設の利用率は目標値（一年間の施設利用 50%）に達成しておらず、満足度の向上を実際の利用促進につなげていくことが課題として挙げられます。

【今後の取組の方向性】

今後も関係団体との連携を継続し、町民のスポーツ活動の一層の充実を図るとともに、スポーツ施設の適切な管理・運営に努めます。

また、町民の健康づくりや多様な活動が行える環境の整備を進めるため、特に総合公園野球場および町民体育館の改修を計画的に進めていきます。

７．スポーツ・文化活動の推進
（２）文化活動の推進
＜施策１９＞　生涯学習・文化活動の活性化

施策の方向性

◆　生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習できるように、情報提供を行い、文化活動の場づくり、機会づくりに努めます。
◆　すべての人が、生涯学習活動に参加できるように環境を整備します。

主な取組

○　文化祭等の発表の場の創造
・　町民の日頃の文化・芸術活動の発表の場として、志免町文化祭等を開催します。
○　生涯学習に関する情報提供
・　町のホームページ等を活用して生涯学習に関する講座・教室の案内や、住民による同好会やサークルなどの情報を提供します。
○　生涯学習施設等の計画的な整備
・　町民センターについて、耐震補強と併せて優先的に長寿命化改修を実施します。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
文化施設の利用率	町内の文化施設を利用したことのある人の割合	36%	50%	34%
文化施設の満足度	町内の文化施設に対する満足度	82%	90%	82%

文化施設の利用率は、令和６年度と比較してやや低下しました。一方、文化施設に対する満足度は、令和６年度と同程度の水準を維持しました。

【成果と課題】
文化活動の推進および生涯学習活動の充実を目指し、文化協会と連携しながら町民への情報提供や団体活動の支援に努めてきました。その結果、文化施設に対する満足度は高い水準を維持しています。
一方で、利用率は目標値（一年間の施設利用 50%）に達成しておらず、文化施設の利用率向上が課題として挙げられます。

【今後の取組の方向性】
引き続き、関係団体との連携を図りながら、町民にとって魅力ある講座や事業の提供に努めるとともに、町民の文化活動の一層の充実を図ります。
また、施設の適切な管理を行うとともに、町民センター改修工事の竣工を契機として、施設の利便性や活用機会の周知を進め、文化施設の利用促進につなげていきます。

８．ふるさと意識の向上
（１）郷土愛を育む町民の育成
＜施策２０＞　文化財の保存・活用

施策の方向性

◆　国重要文化財の旧志免鉱業所竪坑櫓の適切な保存と活用を進めます。
◆　地域への愛着や誇りを育てるために、本町の歴史や伝統文化の継承を進めます。

主な取組

○　竪坑櫓の保存・活用
・　旧志免鉱業所竪坑櫓の保存管理を実施し、歴史を学習する貴重な資源として活用します。
・　竪坑櫓の周辺地域において、歴史や文化についてふれあえる拠点づくりを図ります。

○　本町の歴史や伝統文化の継承
・　七夕池古墳・亀山石棺など町内に分布する遺跡を保存し、本町の歴史の調査及び教育普及の推進を図ります。
・　歴史資料室で文化財を展示するとともに、保存・活用を進めます。
・　本町の埋蔵文化財の事前審査や民俗資料・伝統文化の継承を進めます。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
町文化財・伝統文化の認知度	町の文化財や伝統文化を知っている町民の割合	70%	80%	67%

町の文化財や伝統文化を知っていると回答した町民の割合は、令和６年度と比較してやや低下しました。

【成果と課題】
国の重要文化財である旧志免鉱業所竪坑櫓の保存・活用をはじめ、歴史資料室における企画展の開催や炭鉱かるた大会の実施など、町の歴史や文化に触れる機会を設けてきました。
一方で、町の文化財や伝統文化に対する認知度をさらに高めていくための取組については、依然として課題が残されています。

【今後の取組の方向性】
町の文化財や伝統文化の認知度向上を図るため、町民に対して機会を捉えた情報提供に努めていきます。
また、旧志免鉱業所竪坑櫓の適切な管理や町内文化財の調査・研究を継続し、文化財保護活動の一層の充実を図るとともに、文化財の活用や伝統文化の継承を通して、町民の郷土愛を育む取組を進めていきます。（※本事業は、令和８年度より「まちの魅力推進課」へ移管）

９．人権教育・人権啓発の推進

（１）心豊かな人間性の育成

＜施策２１＞　人権教育・啓発の推進

施策の方向性

◆　人権尊重の意識や行動が定着するよう、「志免町人権教育・啓発基本指針」に基づき、様々な人権問題について、あらゆる機会をとらえて人権教育と人権啓発を推進します。

◆　学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。

◆　学校の教育活動全体を通して、一人一人の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を身に付ける計画的、系統的な教育を推進します。

主な取組

○　人権教育推進協議会の充実

・　人権教育推進協議会の組織及び指導体制の充実に努めます。

○　人権相談事業等の実施

・　人権相談事業等を行い、人権尊重の心の育成に努めます。

○　人権週間・同和問題啓発強調月間の充実

・　人権週間・同和問題啓発強調月間での取組の充実に努めます。

○　人権教育実践研修会の実施と副読本の活用

・　町の全学校の教職員を対象とした人権教育実践交流会の実施や、同和教育副読本「かがやき」、人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら２」を活用した授業を推進します。

○　志免町子どもの権利条例に基づく教育の充実

・　教職員を対象とした志免町子どもの権利条例に関する研修会の実施や、児童生徒に対する志免町子どもの権利条例に基づく学習等の実施を通して、条例の周知や啓発に努めます。

・　児童生徒の望ましい人間関係づくりのために、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、人間関係づくりのスキル等の向上を図ります。

・　児童虐待の早期発見に努めるとともに、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図ります。

指　　標

指　　標	指標の概要	Ｒ６年度	目標値（Ｒ７年度）	結果（Ｒ７年度）
町民の人権意識	人権尊重について正しく理解している町民の割合	64%	70%	65%
人権擁護の現状認識	人権が守られていると感じている町民の割合	86%	90%	88%
児童生徒の助け合いの意識	全国学力・学習状況調査において「人が困っているときは，進んで助けている」と回答している児童生徒の割合	小：96.2% 中：90.0%	全国平均値以上 (R7) 小：93.7% 中：90.9%	小：94.7% 中：95.3%

人権尊重について正しく理解している町民の割合および、人権が守られていると感じている町民の割合は、いずれも令和6年度と比較してやや上昇しました。また、全国学力・学習状況調査において「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合は、小学校では令和6年度と比べてやや低下したものの、中学校では大きく上回る結果となりました。なお、小学校・中学校ともに、令和7年度の全国平均を上回っています。

【成果と課題】

人権教育の推進を目的として、人権教育推進協議会の開催や毎月の人権相談事業を実施しました。12月に予定していた「人権を尊重する町民のつどい」は町民センター改修工事のため中止となりましたが、代替として人権教育推進協議会による研修会を実施しました。

また、学校においては、毎年実施している志免町人権教育実践交流会において、個別の人権課題に着目した実践の交流が行われるなど、各学校における人権教育の取組の広がりが見られました。加えて、職員研修の中で教職員自身の人権感覚を磨く取組が継続的に行われており、こうした積み重ねが児童生徒の人権意識の向上につながっていると考えられます。

一方で、教職員自身が多様な人権課題について継続的に学ぶ機会のさらなる充実が必要であることが課題として挙げられます。

【今後の取組の方向性】

今後も、人権教育推進協議会を中心とした人権教育・啓発活動を推進するとともに、人権擁護委員による相談事業を継続して実施します。また、関係団体と連携し、人権問題の解決に向けた取組を進めていきます。

学校においては、人権教育全体計画に基づき、地域の実情や児童生徒の発達段階を踏まえた取組を推進します。併せて、志免町子どもの権利条例の周知を図り、家庭・教職員・子どもが共に学ぶ機会を創出していきます。

第3章　学識経験者意見

福岡教育大学教職大学院
前教授　　森　　保　之

令和７年度志免町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する意見書を下記の通り提出致します。

１．総評

志免町教育振興基本計画並びに志免町教育大綱については、国や県の教育の動向、志免町の実態をもとに子どもたちの未来づくりに必要な施策や具体策が示されており、町や教育委員会の真摯な姿勢を感じることができます。

(1) ＰＤＣＡマネジメントサイクルによる各施策の取組のシステム化

学校教育主要施策１～16、社会教育主要施策9，17～21を立て、各施策ともに「①施策の方向性」「②主な取組」「③指標」「④成果と課題」「⑤今後の取組の方向性」の5点から述べられ、丁寧に進められていることが分かります。

特に、今回は各施策のＰＤＣＡのマネジメントサイクルがしっかり機能しており、各施策の取組について多様な根拠資料（エビデンス）をもとに考察を加えて、その中から今後の方向性を導き出されています。そして、それが本年度振興基本計画に反映されていることが分かります。また、継続維持の施策と重点施策を意識し、施策を重点化・明確化を図っているところも高く評価します。

(2) 教育委員会の活動実績について

教育委員会の開催を定例会10回、臨時会３回実施し、学校教育・社会教育等での諸問題とその対応について報告を受け、安全・安心な教育活動の保障の観点から、しっかり意見を出し合いながら進められています。また、全学校を計画的に学校訪問（延べ６回）し、教育活動の点検評価をしたり、各学校が抱える課題について積極的に協議や助言をしたりしていることは、高く評価します。今後も益々教育委員会による伴走支援が一層必要となります。継続して支援活動の充実を図ってほしいと思います。

総合教育会議においては、今日の喫緊の教育課題である「業務量管理・健康確保措置実施計画について」を取り上げ、関係部署等の説明も受けながら町長と意見交換がなされ、状況の共有を深められていることも大変重要なことです。今後更に関係各課で具体化して進めていただきたいと思います。

２．具体的な施策について

(1) 学校教育主要施策について

重点施策を中心に詳述します。

・施策１：「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の推進

授業づくりにおいて、「確かな学力」を改めて捉え直し、学びに向かう力や学びを調整する力などの「非認知能力」の育成を学力向上プランに位置づけたことにより、児童生徒の「やる気」が高い水準を維持していることは高く評価できます。非認知能力の育成には集団づくりが重要であるとの共通理解のもと、各学校で安心して学ぶことのできる学級・集団づくりに力を入れ、その結果として支持

的風土が醸成されてきているようです。とても素晴らしい取組ですので、今後も継続して進めて頂きたいです。全国学力・学習状況調査における教科による差が見られること（算数科・数学科については全国水準を下回る）に対しては、その要因をしっかりと分析をし、授業改善に反映してほしいと思います。例えば、学力層に着目したきめ細かな指導の在り方などについても検討してほしいと思います。

・施策２：「小中学生の体力向上」については、小学校女子は前年度と同水準ですが、小学校男子及び中学校男女では前年度を下回る結果となっています。体力向上プランでの大縄跳びや外遊び等の「１校１取組」を位置づけたことにより、運動に親しむ機会の拡充が進んでいますので、学級・学年間の組織で継続して取組を強化して頂きたいです。

・施策３：「健康教育の充実」については、「朝食を毎日食べている」の回答が小学校・中学校共に前年度と同水準で推移していますが、全国平均で比較すると小中学校とも下回っています。各学校においては、栄養教諭や養護教諭による食育・健康指導が継続的に行われており、一定水準の朝食摂取率につながっているようなので、引き続き家庭との連携を強化し、水準を保ってほしいと思います。

・施策４：「道徳教育の充実」については、「郷土を愛する意識（地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えたことがある）」「自尊感情を有する割合（自分にはよいところがある）」が全国的に見ると小学校は大きく上回り、中学校は同程度の水準を維持しており、高く評価できます。今後も、各教科等と関連付けた道徳教育全体計画を作成し、道徳教育を教育活動全体の中で体系的に推進して頂きたいです。また、道徳科の授業においては、児童生徒が主体的に考え議論する学習活動を展開することができるよう、引き続き授業改善に取り組んでほしいと思います。

・施策５：「いじめ・不登校等への対応」については、いじめの認知件数のうち解消に至った件数の割合が前年度と比較して増加していることは高く評価できます。今後もいじめ認知及び初期対応を迅速に行うことができるよう支援体制を強化してほしいと思います。また、不登校児童生徒の割合は前年度と同程度で推移し、不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合は、小学校では減少した一方で、中学校では増加しています。これは、全ての学校において校内教育支援室の運用が開始されたことにより、所属学級に入りにくい児童生徒の学びの場が確保され、不登校児童生徒の割合が増加しなかった要因の一つになっているようです。不登校児童生徒への支援については、引き続き生徒指導に係る校内委員会の機能化を図ると共に、学級担任と志免町適応指導教室「ぐんぐん」、校内教育支援室担当教員との連携が一層充実するように志免町不登校対応統括員を中心とした支援体制を継続充実させてほしいと思います。

・施策６：「環境や福祉等に関する教育の充実」については、コミュニティ・スクールとしての取り組みが一定程度定着したことにより、生活科や総合的な学習の時間において地域人材や地域資源を活用した実践が拡充しています。特に、志免町の春・秋のクリーンアップ作戦を教材として位置付けたことで、地域のために自分ができることを考え、行動しようとする態度の育成につながっていることは高く評価できます。今後、このような取り組みが一過性のものにとどまらないよう、学習内容やねらいを明確にし、継続的・発展的な学びへとつなげていくことが大切です。特に、カリキュラム・マネジメントの充実をしっかり進めてほしいと思います。

・施策７：「子どもの読書活動の充実」については、読み聞かせボランティアの活用により読書活動への関心を高めるきっかけづくりが行われるとともに、読書タイムの設定によって、読書を日常的な活動として位置づけようとする取組、更に学校司書及び司書教諭の指導のもと、図書委員会等の児童会・生徒会が中心となり、年３回の読書旬間において、図書の紹介活動やしおりの配付など、読書意欲を高める取組などが実施され一定の成果を上げている点は、高く評価できます。指標については、結果を示すことができなければ意味がありませんので、変更して設定してほしいと思います。

・施策８：「学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備」については、各学校が自校の特色を活かし、総合的な学習の時間や教科等の授業の中に地域学校協働活動を計画的に位置づけたことにより、児童生徒の学びの充実につながったことや、志免中学校や志免東中学校に地域学校協働活動推進員を配置したことで、地域と連携した取組が更に充実したことに対しては高く評価できます。今後は、既存の「部友会」やNPOなどとのネットワーク化を図りながらの地域学校協働本部の体制整備を進めて頂き、連携・協働体制の強化を進めてほしいと思います。

・施策10：「一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実」については、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成については、昨年同様に安定して100％実施されています。また、個別の指導計画については、年間２回以上の見直しを行ったことにより、児童生徒一人一人の実態に応じた支援・指導の充実を図ることができていることは高く評価できます。今後は、特別支援学級数及び通級指導教室数が多いことから、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上が課題としてあげられます。町主催の特別支援教育に関する研修については、県が実施する研修との関連を図りつつ、より実践的な内容へと充実させることで、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別な支援の一層の充実を進めて頂きたいです。

・施策11：「キャリア教育・職場体験の推進」については、「将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合が、小学生ではやや下回っているが、中学生の方は上回る結果となっています。中学校においては、総合的な学習の時間を中心に、外部人材を活かした講話「職業人に学ぶ」、職場体験、上級学校体験、高等学校の先生方による出前授業、立志式などを実施しており、これらの取組が生徒の勤労観や職業観の育成につながっているようです。今後も様々な体験的な活動について、キャリア教育としての目的を明確にして、教師と児童生徒が目標を共有した上で取組を進めることが重要かと思います。

・施策12：「英語力の向上」については、小学校では、英語専科教員の配置やALTを活用したパフォーマンステストの実施により、児童の英語力の質的向上が図られているようです。また、小学生を対象とした夏季休業中のイングリッシュキャンプの実施や小学校5年生以上の児童生徒を対象とした他国とのオンライン交流を行うなど、授業で身につけた英語を実際に使用する機会を設定したことは、英語によるコミュニケーションへの意欲向上につながり高く評価できます。今後も、より多くの児童生徒が英語に親しみ、学ぶ意欲を高めることができるような取組を進めてほしいと思います。

・施策13：「学校ICT環境の整備・情報活用能力の育成」については、全ての学校において、児童生徒及び教職員がほぼ毎日ICT機器を活用した授業を実施することができているし、ICTを活用して指導できる教職員の割合についても、高い水準を維持していることは高く評価できます。今後も授業にお

けるICT活用の幅は益々広がります。また、情報モラル及びネットリテラシー教育の充実を図り、児童生徒が自ら情報を適切に収集・選択・活用できる力の育成の強化も推進してほしいと思います。

・施策14：「管理体制の整備」については、全ての学校において、毎月の安全点検やAED・エピペン等の救急対応研修の実施など、危機管理マニュアルに基づいた職員研修が実施できていること、また、避難訓練については、火災や地震に加え、不審者対応を想定した訓練の実施ができていることは高く評価します。計画的な職員研修に加え、ヒヤリハット事例を職員間で随時共有することにより、危機管理体制の一層の強化を図ることができている点も素晴らしいと思います。今後もより実際の状況を想定した危機管理体制の整備を進めると共に、実効性の高い避難訓練を継続的に実施してほしいと思います。

・施策15：「学校施設設備の整備・充実」については、小中学校の校舎については、前回の長寿命化工事の実施から２０年が経過し、施設の老朽化が進行しているようです。「志免町公共施設個別施設計画」に基づき、建物の安全性と機能性の維持・向上を図りながら、計画的な長寿命化改修を進めてください。

・施策16：「職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進」について、教職員の研修については、校外の教科教育に関する研修会へ積極的に参加している学校が２校、他の４校では、オンライン研修の受講、校内OJTの充実、個別の研修ニーズに応じた取り組み、外部講師を招聘した校内研修の実施などにより、工夫した研修会が進められていることを高く評価したいです。また、時間外勤務の上限目安である月45時間以下の教職員の割合も昨年度と比べて増加しています。素晴らしいことです。今後の働き方改革については「志免町立学校の教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づいて取り組みを進めてほしいと思います。

(2) 社会教育主要施策について

・施策９：「社会教育活動の推進体制の整備」については、青少年の健全育成を目指し青少年育成団体と情報共有を行うとともに、青少年の指導・育成・保護・矯正に関する総合的な施策の適切な実施を図るため、青少年問題協議会等を開催（令和７年度４６件）し、これらの取り組みを通して、関係機関との連携体制の維持・充実を図っていることは高く評価します。今後は、青少年育成団体との連携・協力体制を一層強化するとともに、体験活動や地域での活動の充実を図ることで子どもたちが身近な大人と関わりながら安心して成長できる環境づくりを進めてほしいと思います。

・施策17：「社会教育活動・住民活動の推進」については、社会教育への積極的な参加を促進するため地域の公民館長や公民館主事に対して情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図ってきたことにより、公民館の活動も昨年度に比べて活動が増えています。素晴らしいことです。今後も社会教育委員とも連携しながら、町民に対する社会教育に関する情報提供の充実や町民が主体的に活動できる環境づくりに努めてほしいと思います。

・施策18：「ライフステージに応じたスポーツの支援」については、スポーツ施設の利用率は、昨年度と比べてやや低下していますが、スポーツ施設に対する満足度は向上し、目標値に近づいてきています。今後も関係団体との連携を継続し、町民のスポーツ活動の一層の充実を図るとともに、スポー

ツ施設の適切な管理・運営に努めてほしいと思います。

・施策19：「生涯学習・文化活動の活性化」については、文化施設の利用率は、昨年度と比べてやや低下、一方文化施設に対する満足度は同水準を維持しています。引き続き、関係団体との連携を図りながら町民にとって魅力ある講座や事業の提供を努めると共に、町民の文化活動の一層の充実を図ってほしいと思います。

・施策20：「文化財の保存・活用」については、指標の「町の文化財・伝統文化の認知度」が昨年度よりやや低下しています。国の重要文化財である旧志免鉱業竪坑櫓の保存・活用をはじめ、歴史資料室における企画展の開催や炭鉱かるた大会の実施など、町の歴史や文化に触れる機会設けることや、更なる情報提供に努めてほしいと思います。

・施策21：「人権教育・啓発の推進」については、人権尊重について正しく理解している町民の割合及び、人権が守られていると感じている町民の割合はいずれも昨年度と比べてやや上昇しています。また、「人が困っているときは進んで助けている」と回答した児童生徒の割合は、小学校では昨年度と比べてやや低下したものの、中学校では大きく上回っています。高く評価できると思います。今後も、人権教育推進協議会を中心とした人権教育・啓発活動を推進するとともに、人権擁護委員による相談事業を継続して実施してほしいと思います。また、学校においては、人権教育全体計画に基づき地域の実情や児童生徒の発達段階を踏まえた取り組みを進めるとともに、志免町子どもの権利条約の周知を図り、家庭・教職員・子どもがともに学ぶ機会を創出してほしいと思います。

これからも、国や県の教育施策の動向等を考慮しつつ、志免町の理想的な教育をめざすために、チーム志免町で教育施策を進めて頂きたいと思います。志免町の教育がより充実・発展していくことを祈念しています。